

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	8		
<b>教育民生常任委員会記録</b>				
日時	令和4年12月20日(火)	開会 閉会	午前 9時57分 午前10時56分	会場 総合保健福祉 センター2階 会議室1
出席者	委員長 大崎 宏明 委員 杉山 愛子 委員 吉野 寛招		副委員長 佐々木 學 委員 西村 泰一 委員 森光 一晴	
市側出席者	副市長(平井 和久) 学校教育課長(中西 司) 子ども・子育て支援課長(久保 実千) 長寿介護課長(吉本加津代) 環境保全課長(森光 澄夫) 総務課長(梅原健一郎)		教育長(細木 忠憲) 生涯学習課長(岡本 憲仁) 福祉事務所長(嶋崎 貴寿) 健康推進課長(中山 明) 市民課長(大崎 弘美)	
	【事務局】局長:松浦 永治		係長 堅田 陽子	
欠席者	委員 土居 信一		記録者	堅田 陽子
<b>議 題</b>				
(1) 市議案について				
市議案第 92号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について				
<b>原案可決</b>				
市議案第 93号 須崎市手数料条例の一部を改正する条例について				
<b>原案可決</b>				
市議案第 98号 令和4年度須崎市一般会計補正予算(第7号) について《分割》				
<b>原案可決</b>				
市議案第100号 令和4年度須崎市スクールバス特別会計補正予算 (第1号) について				
<b>原案可決</b>				

市議案第101号 令和4年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号) について

**原案可決**

市議案第106号 指定管理者の指定について

**原案可決**

市議案第107号 指定管理者の指定について

**原案可決**

市議案第108号 指定管理者の指定について

**原案可決**

市議案第111号 令和4年度須崎市一般会計補正予算(第8号)  
について《分割》

**原案可決**

(2) 陳情について

陳情第1号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる  
保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書

**継続審査**

(3) その他について

管内視察について

教育民生委員会記録《令和4年12月20日》

○午前 9時57分 開会

\*~~~~~\*

○大崎委員長＝皆さん、おはようございます。

ただいまより教育民生委員会を開議いたします。

土居議員より、病氣療養のため欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

なお、議事に入る前に、議事の進行に当たりましては、委員の皆様、執行部におきまして、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。これより議事に入ります。

今議会、教育民生委員会に付託されました議案の審査を行います。

---

市議案第92号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

---

○大崎委員長＝まず、市議案第92号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝市議案第92号 須崎市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の10ページでございます。

本市では、市民の利便性の向上とマイナンバーカードの普及促進を目的として、全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている多機能端末機から住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得できるサービスを令和5年3月から開始する予定でございます。

これまで印鑑登録証明書については、申請者が窓口で印鑑登録証を提示することにより交付を行ってまいりましたが、マイナンバーカードの個人認証機能を利用することで申請者が店舗の多機能端末機を自ら操作し、印鑑登録証明書を取得できるようになります。

このため、マイナンバーカードを使用して多機能端末機から申請を行ったものに対し、その多機能端末機から印鑑登録証明書を交付できるよう規定の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

まず、新たな条文の追加による条ずれを整理するため、第16条、第17条、第18条を、第17条、第18条、第19条に繰り下げることといたします。

次に、印鑑登録証明の拒否について規定しております第15条第1号中の「とき」の次に括弧書きで「前条に規定する場合を除く。」とただし書の規定を加え、同条を第16条に繰り下げます。

そして、この前条として第15条、多機能端末機による登録証明書の交付を1条追加いたします。こちらにつきましては、マイナンバーカードを使用して多機能端末機による印鑑登録証明書の交付ができる旨の規定となっております。

なお、現時点ではコンビニ交付開始日が確定できていないことから、附則におきまして改正の施行日を規則で定めることとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

西村委員。

○西村委員＝単純なことですけど、1通につき、コンビニに支払う手数料とかがあっていうのは、大体もう確定されておられますか。

○大崎委員長＝市民課長。

○大崎市民課長＝200円になります。

○大崎委員長＝西村委員。

○西村委員＝そうしたら、300円でお支払いして、手数料が200円ということで、ちょっと、市役所がコンビニに支払う手数料のことですけど。

○大崎委員長＝市民課長。

○大崎市民課長＝1通700円ぐらいやったと思いますけど、確定をしてないですけども。

○大崎委員長＝暫時の間休憩します。

**午前10時00分 休憩**

**午前10時02分 再開**

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第93号 須崎市手数料条例の一部を改正する条例について

---

○大崎委員長＝続きまして、市議案第93号 須崎市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝市議案第93号 須崎市手数料条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の12ページでございます。

今回の改正の概要につきましては、本市において令和5年3月より開始予定である住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付に係る手数料につきまして、他市町村と比較して低迷しているマイナンバーカードの交付率向上を図ることを目的として、窓口で通常お支払いいただいている300円を200円に減額するよう規定するものでございます。

また、コンビニ交付時には証明書の使用目的が確認できないことから、免除規定の対象外とする旨の規定を追加することといたします。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

まず、手数料の免除について規定しております第4条に、多機能端末機により証明書等を交付する場合には、免除規定の対象外とすることを適用しない旨、記載のとおり1項を追加いたします。

次に、市民課に関する事務手数料について規定しております別表第2中、住民票と戸籍の附票の写しの交付と記載事項証明書が同じ枠内で記載されていたものを、多機能端末機で発行できる住民票と発行できない戸籍の附票に分け、住民票の写し及び記載事項の証明書の交付手数料の金額「300円」の次に括弧づけで「多機能端末機による交付の場合にあっては、200円」とただし書を加え、印鑑登録証明書の交付手数料についても同様にただし書を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、「この条例は令和5年3月1日から施行する。」としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第98号 令和4年度須崎市一般会計補正予算（第7号）  
について《分割》

---

○大崎委員長＝続きまして、市議案第98号 令和4年度須崎市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝それでは、市議案第98号 令和4年度須崎市一般会計補正予算（第7号）についてのうち福祉事務所の所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の15ページでございます。

3款 民生費 1項 社会福祉費 2目 障害者福祉費 74万7,000円の補正でございますが、障害者福祉費 4万7,000円は、在宅の障害者に関する国の統計調査に伴う増額であり、また、特別障害者手当等給付費 70万円は、当初の見込みより給付費が増えたことによる事業費の更正でございます。

それから、次に16ページでございますが、3目 障害者自立支援給付費 1,067万2,000円の減額につきましては、障害者自立支援医療給付費が不用分として2,000万円の減額、また、障害児給付費 932万8,000円につきましては、当初の見込みより給付費が増えたことによる事業費の更正でございます。

続いて、16ページの下のほうになります。

3項 生活保護費 1目 生活保護総務費 10万6,000円の補正につきましては、被保護者就労支援事業と生活保護適正実施推進事業に係る人件費の更正でございます。

以上でございます。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○久保子ども・子育て支援課長＝続きまして、同じく令和4年度須崎市一般会計補正予算（第7号）のうち子ども・子育て支援課所管分について御説明させていただきます。

別冊予算書の16ページをお願いいたします。

3款 民生費 2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、補正額460万5,000円でございます。

まず、児童福祉総務費更正 20万円でございますが、こちらは例年、株式会社須崎青果から御寄附をいただいております、市内各保育園への絵本の購入を計画いたしております。

続いて、安心子育て応援事業費更正 8万9,000円、特別支援保育推進事業費更正 12万4,000円は、それぞれ事業に係る会計年度任用職員の人件費等によるものでございます。

続きまして、子ども・子育て支援法による地域型給付事業費更正 419万2,000円の増額ですが、こちらは小規模保育と事業所内保育への年度途中からの入所児童の増加により、当初見込みより給付費が増加したことによるものでございます。

次に、2目 児童措置費、保育協会補助金更正 287万5,000円の増額につきましては、保育協会運営費に係る保険料等の増額及び現在廃園となっております、あおい保育園の土地の斜面が、本年7月の豪雨によりまして、土砂崩れが発生いたしました。県の崖崩れ対策事業により、復旧工事を実施するための負担金250万円を計上いたしております。

続きまして、3目 保育園費、補正額 153万4,000円の増額でございます。

まず、公立保育園運営事務費更正 67万9,000円の増額につきましては、安和保育園プールの水漏れに伴う改修工事費となっております。

次の安和保育園管理運営委託料更正 19万4,000円の増額につきましては、水道光熱費等の高騰による増額でございます。

次の吾桑保育園管理運営委託料更正 66万1,000円の増額につきましては、安和保育園と同じく水道光熱費等の高騰による増額及び漏電修理等の修繕費などによるものでございます。

ページが飛びまして、25ページをお願いいたします。

10款 教育費 4項 社会教育費 1目 社会教育総務費の上から3つ目になりますけれども、放課後子ども教室推進事業費更正 132万4,000円の減額でございます。

こちらは、市内5か所にあります放課後子ども教室開設に伴う国の国庫補助対象となります実施日数の上限が、これまで年間250日未満でしたが、令和4年3月に200日以下と変更されたため、放課後子ども教室で見守りをさせていただく推進員の謝金が減額となるものでございます。

次に、予算書手前に戻りまして5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正分でございます。

令和5年度の浦ノ内・上分・おひさま保育園の通園バス運行業務委託につきま

して、年度開始前に契約が必要なことから、債務負担をしようとするものでございます。

限度額は、浦ノ内保育園が627万6,000円、上分保育園が548万6,000円、おひさま保育園が527万5,000円とし、期間はそれぞれ議決日から令和5年度までとしようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝健康推進課長。

○中山健康推進課長＝続きまして、健康推進課分につきまして御説明させていただきます。

別冊補正予算書の17ページをお願いいたします。

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第2目 予防費についてでございます。

感染症対策事業費更正 555万1,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の実施や実施体制の整備に係る費用となっております。オミクロン株対応のワクチン接種を1・2回目の初回接種終了者全員に対しまして行うことになったことに併せまして、乳幼児接種を実施することに伴います予防接種の委託料とシステム改修のための補正となっております。

内訳といたしましては、各医療機関への予防接種の委託料としまして476万2,000円、管理システムや、Web予約システムの改修委託料としまして78万9,000円となっております。全額が国の補助金で賄われます。

続きまして、第4目 医療対策費をお願いいたします。

医療対策費 228万円の増額につきましては、令和5年4月1日より、マイナンバーカードを保険証として全ての医療機関で利用できるように整備することが義務付けられたため、浦ノ内診療所でも、それに対応するための電子カルテシステムの改修及び機器整備を行うものでございます。

なお、歳入としましては、施設等整備基金の繰り入れで賄うものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝環境保全課長。

○森光環境保全課長＝続きまして、環境保全課分につきまして御説明いたします。

補正予算書17ページを御覧ください。

第4款 衛生費 第2項 清掃費 第1目 清掃総務費の補正につきましては、高幡東部清掃組合負担金の更正で、当初予算での不足分30万9,000円を補正するものでございます。

次に、同じく第2目 塵芥処理費 392万4,000円の補正につきましては、需用費につきましては電気料の補正、工事請負費につきましてはクリーンセンター横浪の電話設備更新工事を行うものでございます。

次に、補正予算書5ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。

新年度開始日に事業受託事業者と契約を締結する必要がございますので、下から2番目になりますが、降下ばいじん分析業務委託につきましては、議決日から令和5年度までの期間、79万8,000円を限度として、同様にアサリ貝等分析業務委託につきましては、83万6,000円を限度として、次ページに移りまして、新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備費負担金につきましては、公益財団法人 エコサイクル高知が佐川町に建設を進めております産業廃棄物最終処分場の施設整備が、当初の予定より遅れていますことから、令和7年度に係る須崎市負担分といたしまして、議決日から令和7年までの期間、1,753万3,000円を限度として、以上3件の債務負担行為を行おうとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝それでは、学校教育課所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書22ページでございます。

まず、第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2目 事務局費 17万4,000円、並びに、第3目 教育研究所費 5万9,000円につきましては、会計年度任用職員の人件費に関する更正でございます。

次に、23ページ。

第2項 小学校費 第1目 学校管理費ですが、南小学校浄化槽ブロワーの修繕32万2,000円、吾桑小学校職員室空調機修繕13万7,000円、須崎小学校浄化槽放流ポンプ修繕10万1,000円など、学校の各所修繕料として94万8,000円、安和小学校の消防設備改修工事費として79万2,000円、上分小学校の複合機購入費として73万7,000円など、合計258万円の増額でございます。

第2目 教育振興費です。

まず、小学校教育振興費90万円の増額は、株式会社 須崎青果等の寄附を財源とする図書購入費でございます。

次に、特別支援教育支援員配置事業費更正は、会計年度任用職員の人件費に関する更正124万2,000円でございます。

第3目 学校建設費150万円の更正ですが、上分小学校の給食用備品でありますオープンの劣化による買い替えのための補正となっております。

次に、24ページです。

第3項 中学校費です。

第1目 学校管理費ですが、会計年度任用職員の人件費に関する更正等で27万8,000円、須崎中学校のテレビアンテナの修繕費4万4,000円、電話料不足分7万円、朝ヶ丘中学校と須崎中学校の消防設備改修工事費9万6,000

円、合計48万8,000円の増額でございます。

次に、第2目 教育振興費です。

まず、中学校教育振興費 90万円ですが、小学校費と同じく、寄附を財源とする図書購入費でございます。

児童生徒心の居場所づくり推進事業費 3万7,000円、特別支援教育支援員配置事業費 59万9,000円は、それぞれ会計年度任用職員の人件費に関する更正でございます、合計153万6,000円の増額でございます。

次に、6ページになります。

第3表、債務負担行為補正でございます。

新年度におけます浦ノ内スクールバス運行業務委託の調整を図るために、議決日から令和5年度までの間、浦ノ内埋立地区発で深浦、立目地区等を経由する北岸便で260万2,000円、下中山地区発で池ノ浦、坂内等を経由します南岸便で214万2,000円、浦ノ内中学校部活下校便で100万8,000円を、それぞれ限度額として債務負担を行うものでございます。

また、小学校学習支援ソフト使用料、中学校学習支援ソフト使用料は、タブレット端末で学習をしますロイロノート、ミライシードというソフトを継続的に使用することにしておりますので、議決日から令和5年度までの間、それぞれ313万9,000円、180万9,000円を限度額として債務負担を行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝生涯学習課長。

○岡本生涯学習課長＝生涯学習課所管分について御説明いたします。

補正予算書25ページをお願いいたします。

10款 教育費 4項 社会教育費 1目 社会教育総務費、社会教育総務費更正 5万円、下水処理場に仮置きしております当課所管施設の草刈りとか剪定とかやったものの処分料でございます。

文化財保存事業費更正 48万7,000円、国指定、大谷のクスの腐食防止と大きな幹の固定具設置、剪定等の費用でございます。

会計年度任用職員雇用経費更正 75万7,000円、会計年度任用職員の人件費の増加分でございます。

次に、2目 公民館費、公民館費更正 34万9,000円、安和市民交流会館エアコンの修繕費でございます。地域自主組織運営事業費更正 54万2,000円。浦ノ内・上分・吾桑地区地域自主組織の人件費増加分でございます。

4目 図書館費、図書館等複合施設整備事業費更正 957万円、建設用地の既存建物内の一般廃棄物処分に必要な経費でございます。

次に26ページをお願いいたします。

5項 保健体育費 1目 保健体育総務費、学校施設開放管理費更正 16万9,000円、これは朝ヶ丘中学校グラウンドの夜間照明設備の修繕費でございます。最後に6ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

図書館等複合施設整備事業費でございます。

建設用地にある既存建物の解体費等につきまして、議決日から令和5年度までの期間、3億2,720万6,000円を限度として債務負担行為を起こそうとするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○大崎委員長＝以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

吉野委員。

○吉野委員＝このところで、久保子ども・子育て支援課長にお尋ねしたいんですけど、児童措置費の中で、保育協会補助金更正287万5,000円とある中で、250万円が土砂崩れの市負担分って聞いたんですけど、この250万円の市負担金の工事なんですけど、やっぱりすごく民家と、土砂崩れした所の間が1メートルもないような所で、また崩れてきたりしたら大変なんですけど、崩れないような措置の工事の負担分になりますか。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○久保子ども・子育て支援課長＝吉野委員おっしゃるとおりに、今現在ちょっと仮という形でちょっとシートをかぶせて、土砂が崩れないようにだけを今やっているんですけども、県の土砂崩れ事業を活用することによって、崩れないような補強をしていただくようになる予定となっております。

○吉野委員＝ありがとうございました。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

佐々木委員。

○佐々木副委員長＝福祉事務所長、ページ16の障害者自立支援医療給付費更正減、これのちょっと内容について、もっと詳しく教えてください。

○大崎委員長＝福祉事務所長。

○嶋崎福祉事務所長＝障害者自立支援医療給付費につきましては、障害を軽減したり、機能回復のための医療費を助成するものでございます。

それで、今年度当初予算につきましては5,400万円を計上しておりましたが、医療費につきましては、やはり毎年増えたり減ったりといった波があります。基本的には、当初予算の段階では、前年度の実績で当初予算を組むんですけども、5,400万円中、今年度上半期が1,400万円弱しか支出がなっておりませんので、その不用分として今回2,000万円を減額するものでございます。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第100号 令和4年度須崎市スクールバス特別会計補正予算  
(第1号) について

---

○大崎委員長＝続きまして、市議案第100号 令和4年度須崎市スクールバス特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○中西学校教育課長＝それでは、市議案第100号 令和4年度須崎市スクールバス特別会計補正予算(第1号) につきまして御説明いたします。

議案書43ページですが、別冊補正予算書の31ページをお開きいただきたいと思います。

第1条で、債務負担行為について定めるものでございます。

32ページの第1表を御覧ください。

令和5年度のスクールバス運行業務委託について、新年度開始前に受託事業者と契約を締結し、調整を図る必要がございますことから、期間を議決日から令和5年度まで、限度額を891万円として、債務負担行為を行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第101号 令和4年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算  
(第2号) について

---

○大崎委員長＝続きまして、市議案第101号 令和4年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○大崎市民課長＝市議案第101号 令和4年度須崎市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) につきまして御説明いたします。

議案書44ページ、別冊補正予算書の33ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,103万5,000円を追加し、総額をそれぞれ30億1,731万円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

34ページでございます。

第1款 総務費 第1項 総務管理費 16万5,000円の増額につきましては、国民健康保険の制度改正による電算システム改修に伴う委託料でございます。

第2款 保険給付費 1億8,920万円の増額につきましては、当初は昨年度より保険者の減数見込みによる査定で計上しておりましたが、療養費等の給付による支出が増加傾向であるためでございます。

その内訳としましては、第1項 療養諸費 1億6,970万円、第2項 高額療養費 1,900万円、第6項 傷病手当金 50万円でございます。

第5款 保健事業費 56万1,000円の増加につきましては、歯科保健指導に係る職員の人件費として、第1項 特定健康診査等事業費、第2項 保健事業費の更正でございます。

第8款 諸支出金 110万9,000円の増額につきましては、療養給付費等交付金償還金でございます。

続きまして歳入でございます。

第1款 国民健康保険税 第1項 国民健康保険税 67万円の増額は、収納見込みによる更正によるものでございます。

第3款 県支出金 第1項 県補助金 1億9,036万5,000円は、保険給付費等交付金の更正によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第106号 指定管理者の指定について

---

○大崎委員長＝続きまして、市議案第106号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝市議案第106号 指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案書49ページでございます。

本議案は、須崎市老人デイサービスセンター「清流の家」の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市上分丙1758番地2、社会福祉法人 須崎福祉会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第107号 指定管理者の指定について

---

○大崎委員長＝続きまして、市議案第107号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝続きまして、市議案第107号につきまして御説明を申し上げます。

議案書50ページでございます。

本議案につきましても、同じく指定管理者の指定について、須崎市老人デイサービスセンター「よこなみ」の管理等について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市上分丙1758番地2、社会福祉法人 須崎福祉会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第108号 指定管理者の指定について

---

○大崎委員長＝続きまして、市議案第108号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝市議案第108号について御説明申し上げます。

議案書51ページでございます。

本議案につきましても、同じく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、須崎市老人デイサービスセンター「ぼんだ湯の香荘」の管理等について、須崎市安和216番地1、社会福祉法人 須崎市福祉事業協会を指定管理者に指定することにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

なお、指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間といたしております。

よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第111号 令和4年度須崎市一般会計補正予算（第8号）  
について《分割》

---

○大崎委員長＝続きまして、市議案第111号 令和4年度須崎市一般会計補正予算（第8号）についてのうち当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

長寿介護課長。

○吉本長寿介護課長＝市議案第111号 須崎市一般会計補正予算（第8号）について、長寿介護課所管の予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書その2、1ページ、別冊補正予算書6ページをお願いいたします。

第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第5目 老人福祉費、地方創生臨時交付金事業費 490万6,000円は、県が実施しております給付金事業を補完するため、地域密着型サービス事業所等、市が指定権限を有する介護サービス事業者を対象に、電気・ガス料金、その他燃料費等、物価高騰による影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぐことを目的に給付金を支給するものでございます。

以上でございます。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○中西学校教育課長＝それでは、続きまして学校教育課所管分につきまして御説明いたします。

別冊補正予算書6ページを御覧ください。

第10款 教育費 第2項 小学校費 第1目 学校管理費で、246万5,000円の補正でございます。

小学校におきます新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、各学校の衛生消耗品として27万円、多ノ郷小学校のトイレ手洗いの自動水栓化の工事費として219万5,000円でございます。

次に、第3項 中学校費 第1目 学校管理費で、229万9,000円の補正でございます。

中学校の新型コロナウイルス感染症予防対策として、各学校の衛生消耗品として48万円、朝ヶ丘中学校のトイレ手洗いの自動水栓化の工事費として181万9,000円でございます。

小学校、中学校ともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

陳情第1号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書

---

○大崎委員長＝続きまして、今回受理いたしました陳情の審査に入ります。

既に陳情文書表等をお配りしておりますので、陳情書の朗読は省略いたします。

陳情第1号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

委員の皆さんの御意見をお伺いします。

暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

委員の皆さんの御意見をお伺いします。

杉山委員。

○杉山委員＝現在の保育士の配置基準は、ゼロ歳児で保育士1人に対して3人、1・2歳児で6人、3歳児で20人、4・5歳児で30人となっていて、保育士たちの話では、この配置基準では子供たちの安全を守れない。

特に災害時、安全に避難させられない。また、園外に散歩に出たりする、季節を感じて体を動かすっていうとても大切な活動だけど、そういう時も安全を守れる自信がないというような声も聞いています。

また、1・2歳児のトイレの介助に行った時に、ほかの子を見る保育士が足りない。また、お漏らしとかでパンツとかを洗いたいけど、人が居ないから、そこにも手が回らないというような。

もう、今の基準ではとても無理で、配置基準の引き上げ、全国的に求める声が上がってますので、これはぜひ、意見書の提出を求めていけたら良いと思います。

採択をお願いします。

○大崎委員長＝ほかに御意見はありませんか。

西村委員。

○西村委員＝ちょっと、子ども・子育て支援課長にお聞きしますけど、今、保育士不足っていうようなことも問題になっていきますけど、本市においてはどうでしょうか。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○久保子ども・子育て支援課長＝先ほど杉山委員がおっしゃっていたとおり、それぞれ年齢によって保育士の配置基準がございまして、須崎市の場合は、先ほどの国基準の3歳児のみが、国は20人で1人ですが、須崎市のほうは平成27年から3歳児については15人に1人ということで、ちょっとだけ手厚いではないんですけども、配置基準を緩やかにしております。

あと、加配保育士でありますとか、フリーの保育士も各保育園に2名が配置基準としては定めてはいるんですけども、西村委員おっしゃるとおり、なかなか保育士の確保というのが難しいのは現状としてございます。

特に、途中入所の御希望があった場合に、途中から保育士を増やすっていうのが大変厳しい状況にはございます。

○大崎委員長＝西村委員。

○西村委員＝須崎市の場合は、3歳児においては国基準より20人を15人についていうことで、基準自体を引き上げてやられているというような事でございますけど、ただ、保育士の声として、保育士の増員を求める声っていうのが聞こえているか、その辺ちょっとまた、今後調査と言ったらおかしいですけど、それもしていってからの判断が良いのではないかなと思いますけど、その辺どうでしょうか。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○久保子ども・子育て支援課長＝年に1度程度なんですけれども、保育士と市担当者で一応検討会といいますか、する時には、やはり保育士をもっと増員してほしいという声は毎年上がっているとは聞いておりますので。

ただ募集しましても、募集をする人数に応募者が満たないという状況が、ちょっと数年続いているのが現状でございます。募集の仕方なども今後工夫する必要は当然あるかと思っておりますので、できるだけ須崎市に応募をいただけるような工夫はしていきたいなというのがあります。

○大崎委員長＝西村委員、すみません、お考え的にどうでしょうか。

○西村委員＝いや、これは気持ち的には採択に近い思いがありますけど、逆にちょっと継続審査にして、いろいろ保育士の事とか、園とちょっと少し協議する期間があっても良いのかなというような思いもします。

そしてその次の、どう言いますかね、3月に、またその結果に基づいて、採決をしたら良いのかなというような思いもございます。

取りあえず、1回継続審査というようなことにして、その間いろいろ、須崎市が独自で基準を引き上げてる部分もありますし、大体具体的に、これは引き上げだけで、どこがどのように引き上げみたいな具体的なことは、ちょっと書かれてないです。その辺の声もお聞きしたら良いのかなと思いますけど。

故に、少し検討する期間があっても良いかっていうようなことで、継続審査でお願いします。

○大崎委員長＝ほかに御意見はありませんか。

杉山委員。

○杉山委員＝保育士の応募者が少ないっていう話もありましたけど、この陳情は、配置基準の引き上げを求めるものだと思うので、採用の応募者が少ないということはまた別の問題で、配置基準の引き上げということを考えると、もうそれは引き上げの意見書で採択をしていきたいと思っております。

○大崎委員長＝ほかには意見ありませんか。

杉山委員。

○杉山委員＝陳情項目の2番目に保育士等の処遇改善を図ることとありますけれども、不確かですけど、須崎市の保育士の処遇がちょっと他の市町村に比べてあまり良く

なくて、ほかの市町村の採用を受けてしまうというようなことも聞いたことがありますけど、この辺りのこと、私は聞いた話なので分からないんですが、いかがでしょうか。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○久保子ども・子育て支援課長＝運営自体は、今、須崎市保育協会が運営を実質しているのですけれども、保育協会の給料基準は、須崎市職員に準じた給料になっています。

臨時職員については、またちょっと違いますので、そちらの点では、ひよっとすると、ほかの市町村よりも不利という場合があるかもしれないです。

ごめんなさい。ちょっとまだ詳しく他の市町村の規定を調べておりませんので、申し訳ありませんが、お答えは難しいんですけれども。

○大崎委員長＝西村委員。

○西村委員＝それも含めてですよ。例えば、お隣の土佐市とどうなのかとか。

土佐市よりは高いみたいな、僕のイメージは、須崎市はありますけど。

やはり運営自体がちょっと違うというようなことで、その辺も含めて、ちょっと調べていただいたほうが、期間を要したほうが良いのかなと思いますので、改めて継続審査というようなことでお願いします。

○大崎委員長＝ほかの委員の皆さんの御意見はありませんか。

お諮りします。

今現時点では、継続審査と採択と出ております。

○大崎委員長＝ほかに意見がないようですので、陳情第1号について採決いたします。

まず、継続審査という御意見がありますので、継続審査についてを挙手により採決いたします。

本陳情を継続審査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝ありがとうございます。挙手多数であります。

よって、本陳情は継続審査にすることに決しました。

---

管内視察について

---

○大崎委員長＝暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時55分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

○大崎委員長＝その他の件につきまして、例年1月に開催しております管内視察についてを議題としたいと思いますが、管内視察におきましては、今タブレット端末を使って、小・中学校、非常に進んだ学校教育をやっております。

そういうのを、我々教育民生委員会として、見学に行きたいと思ってます。

そして日程につきましては、正副委員長に一任していただける形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝それでは、今回の管内視察は、実施するということで進めてまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で、当委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝なければ、以上で教育民生委員会を散会いたします。

\*~~~~~\*

○午前10時56分 閉会